

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

— 受給には手続きが必要です —

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する**新たな給付金**です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給時期

市が確認書(又は申請書)を受理した  
日から2～3週間以内

## 支給対象と申請手続き

### 支給対象となる世帯

(令和3年12月10日時点で小樽市に住民票があり、以下の**いずれか**にあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯 (住民税非課税世帯)

令和3年1月以降の収入が減少し  
世帯全員が**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯 (家計急変世帯)

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

## I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から小樽市にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、市から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。中身を確認して、裏面の担当宛に**返信してください**。



【返信期限】令和4年5月9日（月）※当日消印有効

- <確認事項>
- ① 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと
  - ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないこと
  - ③ 確認書に記載された給付金振込口座に誤りや変更がないか

**世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。【申請期限：令和4年9月30日】
- 申請書は、市のホームページからダウンロードするか、裏面の担当宛に郵送のご希望をお伝えください。
- 申請書を提出する際には、①**申請者本人の確認書類**（運転免許証や健康保険証などのコピー）  
②**振込口座の確認書類**（通帳やキャッシュカードのコピー） ③**令和3年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する住民税非課税証明書**の添付が必要です。



## Ⅱ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ **住民税非課税相当**とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降任意の1か月の収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

**小樽市の場合**、任意の1か月の収入（通勤費を除く総支給額）×12の金額が下表の「**非課税相当収入限度額**」以下であれば、**住民税非課税相当**となります。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	97万0000円	42万円
配偶者又は扶養親族（1名）を扶養している場合	148万0000円	93万円
配偶者又は扶養親族（計2名）を扶養している場合	190万3999円	125万円
配偶者又は扶養親族（計3名）を扶養している場合	235万9999円	157万円
配偶者又は扶養親族（計4名）を扶養している場合	281万5999円	189万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204万3000円	135万円

(例)

夫(世帯主、会社員)と妻(パート勤務)、子(乳児1人)の3人世帯  
〔夫が妻と子を扶養〕



夫の非課税相当収入限度額  
… 190万3999円(妻と子の2名を扶養)  
(妻は夫の扶養親族のため非課税相当。  
子は収入なし)

※ 子が成年に達し、給与収入等があり、同一世帯の親の税法上の扶養親族でない場合

夫の限度額… 148万円(妻1名を扶養)  
子の限度額… 97万円(扶養親族なし)

(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。【申請期限：令和4年9月30日】
- 申請書等に必要事項を記入して、添付書類とともに下記の担当宛に郵送又は直接ご提出ください。
- 「申請書」、「簡易な収入(所得)見込額の申立書」は、市のホームページからダウンロードするか、下記の担当宛に郵送のご希望をお伝えください。



### (申請書に添付が必要な書類)

- ① 申請者本人の確認書類（運転免許証や健康保険証などのコピー）
- ② 申請者の世帯の状況を確認できる書類（住民票、戸籍謄本などのコピー）
- ③ (令和3年1月1日以降複数回転居した方) 戸籍の附表のコピー
- ④ 振込口座の確認書類（通帳やキャッシュカードのコピー）
- ⑤ 「簡易な収入(所得)見込額の申立書」(所定様式)
- ⑥ 申立書に記載する『任意の1か月の収入』に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る収入・経費の金額が分かる帳簿等の書類のコピー

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

小樽市「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」担当



**61-6226・6227・6228**

市役所本館1階 ④番窓口（正面玄関から入って左側）

受付時間 9:00~17:20（土・日・祝日を除く）